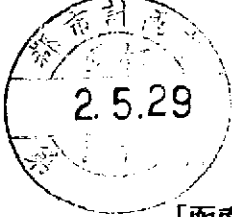


2020年5月28日

函南町長 仁科 喜世志 殿

株式会社ブルーキャピタルマネジメンツ
代表取締役 原田秀雄



「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例への
照会に対する回答」等に関するご照会

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます

さて、函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（以下「本条例」といいます。）に関し、貴町から令和2年4月15日付「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例への照会に対する回答」（函都第275号）（以下「本回答書」といいます。）及び令和2年5月11日付「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の経過措置における届出の提出について（依頼）（4回目）」（以下「本依頼書」といいます。）を受け取りました。

弊社と致しましては、2019年12月25日及び同年3月11日と計2回に亘って、貴町に対して本条例に関する照会をしておりますが、本書送付時点において、未だに貴町から明確なご回答を頂戴しておりません。

つきましては、本条例附則第2項に基づく届出を提出することを前提として、以下のとおり、弊社からの照会を踏まえ、本条例第9条第1項乃至第3項の適用関係等に係る貴町の見解を明らかにして頂くようお願い致します。

1 本条例第9条第1項の届出の提出義務に関する照会

(1) 貴町は、本回答書において、「当町としては、本事業に変更が生じた際に、本条例附則の経過措置により求めた本条例第9条第1項の届出がないことには、当初の本事業の計画から変更となる内容を知り得ないため、本条例第9条第3項に基づく同意の判断に関する審査が遅滞することや判断ができないおそれがあると認識しております」と述べ、本条例第9条第1項に基づく届出の提出を要求しております。

弊社の2020年3月11日付「『函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例への照会に対する回答』に関するご照会」（以下「本照会」といいます。）においてもお伝えしておりますが、本条例第9条第3項は「事業者は、町内において事業を実施しようとするとき又は町内において実施している事業を変更しようとするときは、町長の同意を得なければならない」としか規定しておらず、同項が定める「町長の同

意」に関して、同条第 1 項の届出が必須条件となっている旨は規定されていないことから、本条例の解釈上、本条例第 9 条第 3 項の「同意」に関連して同条第 1 項の届出を行う法的義務はないものと認識しております。

貴町の見解におかれまして、弊社が本条例第 9 条第 3 項に関連して同条第 1 項の届出を提出する法的義務があることをご主張されるのであれば、その法令又は判例上の根拠等をお示し願いたく存じます。

- (2) なお、貴町は、令和 2 年 1 月 22 日付「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例への照会に対する回答」(函都第 44 号)において、今回の貴町による届出の提出依頼は本条例第 15 条の規定に基づくものではないことを明言されており、弊社が上記の届出を行わなかった場合も、本条例第 15 条第 1 項第 1 号は適用されず、同条 1 項頭書の町長による「指導又は助言」の対象にはならないため、同第 2 項の「勧告」並びに第 16 条の経済産業省への「情報提供」及び「公表」の対象にもならないものと認識しております。

この点につきまして貴町において弊社と異なるご見解をお持ちであれば、その根拠及び法令等をお示しの上、貴町の見解をご教示願います。

2 本条例第 9 条第 2 項の適用に関するご照会

本条例第 9 条第 2 項は、「前項の規定により届け出た同項各号に掲げる事項に変更が生ずるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない」と規定されており、条文解釈上、本条例第 9 条第 2 項は同条第 1 項に基づき提出された届出を規律するための規定であることは明らかであります。

従いまして、当該届出はあくまで本条例附則第 2 項に基づくものであって、「前項」(=本条例第 9 条第 1 項)に基づくものではないことは条文上明らかであるため、仮に弊社が貴町に対して本条例附則第 2 項に基づく届出を提出した場合も、当該届出は本条例第 9 条第 2 項の適用を受けません。

この点につきまして、貴町において弊社と異なるご見解をお持ちであれば、その根拠及び法令等をお示しの上、貴町の見解をご教示願います。

3 本条例第 9 条第 2 項及び第 3 項の解釈に関するご照会

- (1) 貴町の本回答書における「当町としては・・・本事業に変更が生じた際に・・・本条例第 9 条第 3 項に基づく同意の判断に関する審査が遅滞することや判断ができないおそれがあると認識しております」という記述につきましては、本条例第 9 条第 2 項に基づく変更の届出については、「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則」(以下「本規則」といいます。)第 4 条 1、2 項及び各種の様式等を参照す

る限り、軽微な変更や形式的な変更等であっても、本条例第9条第2項に基づく変更の届出が必要とされているように受け取られます。

この点につきまして、弊社は、上述した軽微な変更や形式的な変更等については、同条第3項の町長の「同意」は求められないものと認識しております。

(2) また、本条例及び本規則は、本条例第9条第3項の「町長の同意」が必要となる事業の「変更」について、その定義や範囲等の規定が一切ございません。

そもそも、本条例の「目的」は、「この条例は、町民の財産である緑豊かな自然環境や美しい富士山等の眺望景観及び防災環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため必要な事項を定め、もって災害の発生を防ぎ、町民の安全・安心で生活しやすい環境の保全に寄与すること」(本条例第1条参照)とされております。また、「町の責務」につきましては、「町は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に努めるものとする。」(本条例第3条参照)と規定しており、「事業者の責務」については、「事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、町の景観、自然環境及び生活環境に影響を与えないよう配慮するとともに、地元自治会等、土地所有者及び近隣関係者(以下、この条において「利害関係者」という。)に対して事業に係る計画の内容、維持管理の方法等について説明し、利害関係者と良好な関係を保持するよう努めるものとする。」(同第4条第1項参照)等と規定しております。さらに、貴町は、「この条例は、町民の財産である眺望景観や防災環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定め、災害の発生を防ぎ、町民の安全・安心で生活しやすい環境の保全に寄与することを目的としており、町・事業者・町民それぞれに責務を与えています。」と貴町ホームページにおいて、述べておられます。

上述した本条例の目的や町及び事業者の責務等を勘案しますと、本条例の目的である災害の発生の防止や環境の保全に具体的な影響を与えるような重大な変更を指すものにつきましては、本条例第9条第3項が規定する町長の同意が必要となる「事業」の「変更」であると考えられますが軽微な変更や形式的な変更をはじめとして、災害の発生や環境の保全等に具体的な影響を与えない、又は殆ど影響を与えないものについては、同項がいう「事業」の「変更」には含まれないと解されます。

すなわち軽微な変更や形式的な変更等においても、一律に町長の同意を必要とするような条例の運用や適用を行った場合、かかる運用や適用は本条例第3条が規定する「条例の適切かつ円滑な運用」という町の責務に違反するとともに、憲法第29条が保障する財産権や憲法第22条第1項が保障する営業の自由に対する不当ないし過度な制約となり、違憲・違法なものとして当然許容されないものであります。

(3) 上記(1)及び(2)の事項につきまして、貴町において上記と異なる条例解釈等があれば、その法令又は判例上の根拠等をお示しの上、貴町の解釈をお示し願います。

4 照会に対する回答のお願い

上述の通り、本条例の解釈等については不確定・不明確な事項が多数存在しております。弊社が貴町に対して本条例附則第 2 項に基づく届出を提出する前提として、まずは本依頼書に基づく貴町におかれましての、上述した本条例の解釈上の問題点に関するご見解を、本条例の制定者である貴町の責任において、明確にして頂きますようお願い致します。

弊社は繰り返し貴町に対し、貴町のご見解等を照会しておりますが、複数の事項について、貴町からご回答が無い状況でございます。

弊社が貴町において実施している太陽光発電事業は弊社にとって極めて重要な案件であります。貴町による条例の解釈等は同事業の遂行等に重大かつ甚大な損害を及ぼす可能性がございます。1 つの条例解釈が 1 事業者にとって大きな影響を及ぼすことをご賢察・ご高察の上、ご教示賜りますようお願い申し上げます。

敬 具